

YOSHINO GARI TOWN MASTER PLAN

- 資料編 -



(1) 諮問及び答申

諮問書

吉 企 第 210 号
平成 28 年 12 月 19 日

吉野ヶ里町総合計画審議会会長 様

吉野ヶ里町長 多 良 正 裕

第2次吉野ヶ里町総合計画について(諮問)

吉野ヶ里町総合計画審議会条例第2条の規定により、第2次吉野ヶ里町総合計画の策定について、貴審議会に諮問いたします。

答申書

平成 29 年 12 月 22 日

吉野ヶ里町長 多良 正裕 様

吉野ヶ里町総合計画審議会
会 長 五十嵐 勉

第 2 次吉野ヶ里町総合計画について(答申)

平成 28 年 12 月 19 日付け吉企第 210 号にて諮問のあった第 2 次吉野ヶ里町総合計画について、当審議会にて慎重に審議した結果、町の将来像を「ひとよし・まちよし・住んでよし 快適ふるさと 吉野ヶ里」と掲げ、6つのまちづくりの方針のもと、以下の重点プロジェクトを設定し、答申する。

今後の総合計画実施にあたっては、これらを中心として、社会情勢を鑑みつつ、各施策の推進に努めていただきたい。

記

- ・重点プロジェクト1「協働・つながりプロジェクト」
地域づくりに関心のある幅広い住民が気軽に交流でき、情報を入手し、発信しながら、連携・協働を生み出す場づくりに取り組んでいただきたい。
- ・重点プロジェクト2「子育て・定住プロジェクト」
「子育てしやすいまち」、「立地条件が良い」などの町の強みを活かしながら、住民ニーズに対応し、「住み続けたい」、「住んでみたい」と思える移住・定住への取り組みや、交流促進等に取り組んでいただきたい。
- ・重点プロジェクト3「観光・プロモーションプロジェクト」
町の魅力の掘り起こしや、町の魅力を町内外に発信する際には、「協働・つながりプロジェクト」、「子育て・定住プロジェクト」とも整合性を図り、住民との協働によるプロモーション活動を展開していただきたい。

(2) 第2次吉野ヶ里町総合計画審議会委員名簿

氏名	所属	備考
古川 勲	町議会議員	
馬場 茂	町議会議員	
古川 清春	町議会議員	
森田 浩文	町議会議員	
柳本 英雄	区長会	副会長
三岡 彰子	公共的団体又は機関の役職員(教育委員会)	
大川 美佐子	公共的団体又は機関の役職員(女性会)	
大尾 正博	公共的団体又は機関の役職員(民生委員・児童委員協議会)	
福光 愛子	公共的団体又は機関の役職員(スポーツ推進委員会)	
吉富 光三郎	公共的団体又は機関の役職員(町商工会)	
米倉 薫	公共的団体又は機関の役職員(農業委員会)	
五十嵐 勉	識見を有する者(佐賀大学全学教育機構 教授)	会長

※順不同、敬称略

(3) 策定経過

年月日	事項及び内容
平成 28 年 8 月	第 2 次吉野ヶ里町総合計画策定のための住民アンケート調査実施
9 月	第 2 次吉野ヶ里町総合計画策定に伴う各課ヒアリング
12 月 19 日	第 1 回 吉野ヶ里町総合計画審議会
平成 29 年 1 月 21 日	第 1 回 ワークショップ「吉野ヶ里ie-café」
2 月 4 日	第 2 回 ワークショップ「吉野ヶ里ie-café」
2 月 25 日	第 3 回 ワークショップ「吉野ヶ里ie-café」
5 月 26 日	第 2 回 吉野ヶ里町総合計画審議会
8 月 9 日	第 3 回 吉野ヶ里町総合計画審議会
10 月 11 日	第 4 回 吉野ヶ里町総合計画審議会
11 月 8 日	第 5 回 吉野ヶ里町総合計画審議会
12 月 15 日	第 6 回 吉野ヶ里町総合計画審議会
平成 30 年 1 月	パブリックコメント

吉野ヶ里町総合計画審議会条例

平成 18 年 6 月 26 日
条例第 171 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、吉野ヶ里町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じて、吉野ヶ里町総合計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員 4 人
- (2) 区長 1 人
- (3) 公共的団体又は機関の役職員 8 人以内
- (4) 識見を有する者 若干人

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(小委員会)

第 7 条 審議会は、必要に応じ小委員会を置くことができる。

(専門委員)

第 8 条 審議会に計画に関する専門の事項を調査及び研究させるため、専門委員を置くことができる。

(幹事)

第 9 条 審議会に計画に関する所掌事務に従事させるため、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(4) 用語解説

あ行

インバウンド

外国人旅行者を自国へ誘致すること。日本においては、海外から日本へ来る観光客を指す。行政の対策として「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」に従い平成 14 年から始まった「ビジット・ジャパン・キャンペーン」において、一般的な言葉となった。

ALT

Assistant Language Teacher の略 (外国語指導助手)。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とするか同等の英語力を有する外国人のこと。

NPO

「Non-Profit-Organization」の略で「民間非営利団体」のこと。ボランティア団体や公益的な法人を含む概念。平成 10 年に特定非営利活動促進法 (いわゆる NPO 法) が成立し、小さな団体も法人格を取得できるようになった。

か行

介護保険事業計画

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために、国の基本指針に即して、市町村及び都道府県が定める計画。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第 61 条に基づいて、自治体の子ども・子育てに係る総合計画として策定された計画。

コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、運行するバス交通のこと。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスといった、永続的に利用できると認められるエネルギー源。

自主防災組織

地域住民による任意の防災組織を言う。主に自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。

3R(リデュース・リユース・リサイクル)運動

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生使用)運動。

た行

地域おこし協力隊

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

地方創生

少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指した一連の政策。平成28年3月末までに、47都道府県、1,737市区町村で「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、各地域の実情に即した具体的な取り組みが始まっている。

デマンドタクシー

デマンド交通とは、定時・定路線のバス運行に対して、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通(ここではタクシー)の一つの形態。

は行

バリアフリー

道路や建築物の通路の段差解消や、手すり、洋式トイレの設置等、高齢者、障がい者等の社会参加や自立を困難にしている物理的・社会的バリア等、日常生活の中で存在するあらゆる障がいを取り除く施策、もしくは実際に取り除いた状態。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

ファミリーサポートセンター

市町村で実施する、地域の子育てを応援する相互援助のための会員組織。育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、ファミリーサポートセンターが仲介して、会員同士で支え合う組織。

や行

U・J・I (ユージェーアイ) ターン

U「出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻ること」、J「出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ること」、I「出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと」の総称。

UD (ユニバーサルデザイン)

高齢者や障がい者という特定の人に限定せず、また、あらゆる体格、年齢、障がいの度合いに関係なく、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすること。

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人。平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、市町村長は災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けることが規定された。

ら行

6次産業化

1次産業としての農林業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。

わ行

ワークショップ

一方通行的な知や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル。

もともとは「仕事場」「工房」「作業場」など、共同で何かを作る場所を意味していたが、最近では問題解決やトレーニングの手法、学びと創造の手法としてこの言葉が使われる事が多く、あらゆる分野で「ワークショップ」が行われている。

ワーク・ライフ・バランス

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。

第2次吉野ヶ里町総合計画

発行：吉野ヶ里町役場 企画課

〒842-8501 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 321 番地 2

電話：0952-37-0332 FAX:0952-52-6189 Eメール:kikaku@town.yoshinogari.lg.jp

YOSHINO GARI TOWN MASTER PLAN

第2次吉野ヶ里町
総合計画

2018-2027

